

海外派遣プログラムレポート

生川大祐



I. 研修内容

1. 各種ミーティングへの参加

McDermott Will & Emery (MWE) ブリュッセル・オフィスでは、毎週火曜日に **Tuesday Meeting** と呼ばれるミーティングを行います。ここでは、各弁護士の仕事内容や、クライアントの情報を共有して、弁護士間で仕事量の調整や、連携を図っていました。ブリュッセル・オフィスは、去年からかなり規模を縮小したにもかかわらず、仕事の量は大変多い様子なので、ワークライフバランスにかかわる苦情をかなりざっくばらんに報告していたのが、印象的でした。

また、月に一回、各国のオフィスを横断して **Practice Group** 単位でのビデオ・コンファレンスを行っており、それに参加する機会もいただきました。ブリュッセルはもう夜だったのに対し、たとえばシカゴ・オフィスの方は、会議室で朝食を食べられていて、MWE が **international firm** であることを実感するとともに、時差のある地域で働いている方と協働することの難しさを実感しました。会議の内容は、上述した **Tuesday Meeting** を拡大したような内容で、ここでも、弁護士の方がしきりに人が少ないと訴えていたのが印象的でした。MWE は全世界的に見れば大きな事務所ですが、各国の事務所の人数は多くはなく、人員のバッファが少ないためだと思われま

す。欧州委員会との電話会議にも同席させていただきました。

2. 各国リネンシー制度の調査及び表作成

事務所について一番最初にいただいた仕事が、このプロジェクトでした。なかなか大変な仕事で、ほかの仕事と並行しながら、研修中のほぼ全期間に渡って作業をしていました。具体的な作業の内容は、MWE が出版した 30 カ国前後のリネンシー制度を比較した著作物を元にして、クライアント向けに一覧性のあるエクセルファイルを作成するというものでした。著作物は、リネンシーについて複数の質問に対して、各国の弁護士に回答の執筆を依頼したものを本にまとめたものでした。しかし、質問は質問者の制度を前提としているため、他の国の制度を前提にすると、ピントがずれていたり、また回答者の側でも質問者の意図をつかめずに、やや的外れな回答をしていたりして、制度の違う国の間でのコミュニケーションの難しさを感じました。

3. プロボノ

MWE の弁護士は、毎月数時間プロボノをする義務があるそうなので、私も少しプロボノの活動に参加させていただきました。具体的には、ベルギーのアルツハイマー患者支援制度についてリサーチして、依頼者からの質問表に答えるというものでした。

4. オランダの Buren への訪問

MWE の先生の紹介で、オランダの事務所の見学もさせていただきました。オランダの事務所では、日本人で唯一オランダの資格を持っているという先生のお話を聞かせていただき、海外での日本人弁護士としてのビジネスチャンスや、その一方で乗り越えなくてはならない困難の存在などについて教えていただき、大変興味深かったです。特に何故日本では弁護士の長時間労働が常態化しているのかという質問に対して説明いただいたオランダと日本の風土の違いは興味深く、オランダで働きたい気持ちが生まれました。

5. Japan Newsletter の翻訳

MWE は日本への営業の機会も常に狙っているそうです。その一環として、今回日本のクライアント向けの Newsletter を作成することとなり、その創刊号に載せる記事の翻訳を依頼されました。翻訳するとなると、かなり注意深く記事を読むことになるので、英語での法的な議論の書き方をよく学ぶことができました。また、内容も今業界でホットな判例の評釈や、制度の解説だったので、大変ためになりました。このプロジェクトを進めるにあたっては、パリ・オフィスのインターンと、ニューヨーク・オフィスで Business Development に携わっている日本人の方と、頻りにコミュニケーションをとっていたのですが、世界各国のオフィスに内線で連絡し、事務所は離れていても、連携して仕事ができるということに大変感銘を受けました。

6. EU 最高裁判所の判例調査

EU 最高裁での判例の調査を依頼され、判例の調べ方から教えていただき、調査をしました。EU 最高裁の判決文は、日本の判決文とはかなり趣きが異なり、興味深かったです。特に、先例拘束性へのこだわりが強く、いくつもの判例を一言一句違わぬように引用して、特にそれから離れた判断をする際には、しっかりと理由をつけているところが印象的でした。裁判所にも **rule making** の役割があることを、自覚してのことだと思います。

7. Merger Cases のリサーチ

ある **Merger Control** のケースに関して、参考となる先例を **European Commission** のデータベースを利用してリサーチしました。かなりたくさん先例を読んだので、EC の決定のどこにどのようなことが書いてあるかが、体得でき、今後 EC の決定を読むときにもスムーズに読めるようになったと思います。

8. 日本語の証拠資料の英語への翻訳

英語から日本語への翻訳だけではなく、日本語から英語への翻訳にも挑戦させていただきました。やはり英語への翻訳のほうが圧倒的に難しく、私はそれなりに英語に自信があったのですが、イギリス人の秘書の方にはかなり手直しをしていただくことになりました。

II. 研修で学んだこと

1. 事務所について

MWE のブリュッセル・オフィスは、パートナーが 4 名（内 1 人はほとんどオフィスにいない）、アソシエイト 2 名（内 1 人は産休中）、長期の **stagiaire** が 2 名（内 1 人はパリ・オフィスと兼務で、ブリュッセルには時々しかいない）、事務方が 5 名の計 13 名程度の非常に小さいオフィスでした。短期のインターンも、私しかおらず、前任の方のレポートから受けた印象とはかなり異なっていたので、先生に伺ってみると、ここ一年で急激に人員を削減したようです。確かに事務所自体は比較的大きく、空き部屋が目立っていました。人数の割りに仕事量は多く、いずれの先生も、昼食や夕食はコンビニで購入し、仕事をしながら済まして、夜も深夜過ぎまで働くというワークスタイルで、来る前に抱いていた自分の時間を大事にするヨーロッパの弁護士像は完全に崩れました。私の研修期間がなかなかストレスフルな期間にあたってしまったようで、口論や怒鳴り声が聞こえてくることもありました。（もちろん普段は和やかな雰囲気です。）前任者の方は、弁護士の生活に余裕があると書かれていたのですが、私はまったく逆の印象を受けたため、一年でこうも変わるのかと衝撃を受けました。これも、人の移り変わりが激しく、厳しい競争にさらされるといわれている米系のファームならではののかもしれません。

とはいえ、そのような大変な量の仕事をこなしながらも、ヨーロッパ基準では短いとはいえ、10日以上という長いバケーションをとっているのは、ヨーロッパ的だと思いました。

このオフィスは、ベルギーにあるものの、事務員の方を含めて、ベルギー人はほとんどいませんでした。特に弁護士と *stagiaire* はベルギー人が1人もおらず、イギリス人3人、オランダ人1人、アメリカ人1人、ポルトガル人1人、フランス人1人、日本人1人（産休中でお会いできませんでした。）と、かなり国際色豊かでした。必然的にコミュニケーションは共通言語である英語となり、そういったところにも、*international firm* らしさを感じました。

また先述したように、オフィスの人員は少なく、オフィス内だけで仕事が完結することが少ない様子でした。私自身パリ・オフィスや、ニューヨーク・オフィスの方から直接仕事をいただいたり、IT関係で問題が生じたときは、ロンドン・オフィスのITデスクに問い合わせをしたりしていました。特にパリ・オフィスは、陸路で1, 2時間くらいの距離しかないので、パリ・オフィスの弁護士・職員の方が出張でベルギーまで来ることは何度もありました。このように、オフィスごとに分断して仕事をするというよりは、全体でひとつのファームという意識が強い印象を受けました。私は複数の外資系の東京オフィスでインターンをした経験があるのですが、それらの事務所よりも、もっとファーム全体で働いている様子だったので、これが *MWE* のカラーなのか、欧米という場所柄なのか、気になるところです。

2. 仕事の内容について

MWE のブリュッセル・オフィスは、競争法に特化しているオフィスなので、当然のことながら、仕事のほとんどは *EU* 競争法に関わるものでした。ただし、一口に *EU* 競争法といっても、その問題になりかたは様々で、企業結合規制や違反事件といった欧州委員会を相手にするものだけではなく、私人間紛争で *EU* 競争法違反の合意の効力が問題になる事件などもありました。*EU* 競争法は、当然のことながら *EU* 全域での活動に適用されるので、仕事の地理的な範囲は相応に広域にわたるように見受けられました。それぞれの仕事内容が日本の事務所と大きく異なるかという点、そうでもなく、やはり弁護士として要求される基礎的なスキルは全世界共通なのではないかと感じました。

仕事はほとんど英語で行われています。ただし、*EU* の公用文書では、フランス語が公式とされることがあるらしく、事務所の方は当然のようにフランス語も使えるようでした。つまり、欧州で一流の弁護士になるためには、英語がなんの支障もなく使えるのは当然のこと、フランス語も高いレベルで使いこなせなくてはならないようです。第一外国語の英語でさえ、完璧には程遠い日本人には、超えなくてはならないハードルはたくさんあると思います。しかし、ヶ月インターンとして過ごした経験から、日本語を高いレベルで使いこなせる人材に対する需要は小さくはないと感じました。確かに日本の国際社会での地位は落ちてきてはいますが、

この一ヶ月の間でも、日系企業が関わっている事件や JFTC への届出案件など、日本が関わる仕事がいくつか動いている様子でした。また、私自身、英語文書の日本語への翻訳、日本語文書の英語への翻訳を頼まれることも多くありました。弁護士の方や Business Development の方も、日本へのマーケティングの機会はいつでも狙っているとおっしゃっていたので、日本人の弁護士が欧州のマーケットに入り込む機会は、まだまだあるのではないかと思います。そのようなチャンスを逃さないためにも、まずは英語を完璧といえるレベルまで改善して、また、できればフランス語等第二外国語を学習する機会を得る必要があると感じました。

3. ブリュッセルについて

ブリュッセル、特に事務所が所在するシューマンは、EU 本部が置かれており、各国大使館が所在していることもあって、大変国際的な街であると感じました。たとえば、私はシェア・ハウスをしていたのですが、その居住者は、イタリア人、ドイツ人、インド人、ラトビア人、スペイン人、イギリス人とスイス人のハーフが住んでいて、そこに日本人の私に加わり、かなり混沌とした場所になっていました。また、私自身はあまり行く機会がなかったのですが、様々な国の美味しいレストランが市内にはたくさんあるようです。日本食も人気のようで、日本人も認める美味しい日本食レストランがあったり、スーパーに普通に日本食コーナーがあったりしました。また、事務所にも緑茶が常備されていました。一方で、ブリュッセルはベルギーの中心的な観光地でもあるので、ベルギー色を前面に押し出している店もあり、ベルギーらしさは失っていないところが、とても興味深かったです。

また、街の人々が大変親切であると感じました。たとえば、街中で困ったときに、人に尋ねると、言葉が通じなくても、根気強く丁寧に説明してくれます。また、現地で出会ったある家族には、なんと食事までご馳走になってしまいました。それ以外にも、夜中に電車が止まってしまって途方にくれていると、見知らぬ男性が道案内を買って出てくれたりと、人の優しさに触れる機会が多々ありました。（これについては、人通りのない道を通ったりもしたので、何か事件に巻き込まれてもおかしくなかったなとも思いますが…）振り返って日本ならどうだろうか、こんなに人に親切にできるだろうかと考えるきっかけになりました。

4. 終わりに

私は海外で働いてみたいとずっと考えていたので、今回思いがけず、海外の法律事務所でのインターンをする機会をいただけて、大変ありがたかったです。しかし、現実には海外に出てみると、憧れだけではどうにもならない壁があり、強い危機感を覚えました。その最たるものは、言語の壁です。私は、アメリカで生活した経験もあり、日本人の中では比較的英語ができるほうであると自負しています。しかし、口頭で議論をするとなると、自分の思い通りに言葉がで

てこないことの方が多く、悔しい思いをしました。また、雑談をしているときには、相手が言ったことがジョークなのか判断できなかつたり、ジョークだと分かっても、うまい切り替えしが咄嗟にでてこなかつたりして、歯がゆかったです。そして、私が唯一使える外国語である英語で苦勞しているのに対し、事務所の方は、英語が母語でない方も英語を完璧に操り、それだけではなく、第二、第三の外国語をマスターしているのをみて、もっともっと語学力を向上させなくてはならないと感じました。

自分の法曹としてのキャリアを始める直前というタイミングで、このように外国に出て、日本以外で働くとはどういうことかということを実際に経験できたのは、自分のキャリア形成にとってかけがえのない経験になったと思います。これからも日本人として、どのように世界と関わることができるのか、そして関わるべきなのかということをよく考えていきたいと思えます。

最後になりますが、今回の研修プログラムに参加する機会を下さり、多大な支援をして下さった岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、事務局の小疇典子様、そしてインターンの担当をくださった Wilko 先生、多くのアドバイスを下さった先任の方に、深くお礼申し上げます。